

# ロスカット制度利用特約

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

本特約は、お客様（以下「委託者」という）がエイチ・エス・フューチャーズ株式会社（以下「当社」という）のホームトレードシステム（以下「浪漫飛行」という）を利用して行う商品先物取引における、ロスカット制度（以下「本制度」という）の利用に関する取り決めであり、委託者は以下の条項に同意した上で本制度を利用する。

## 第1条（用語の定義）

本特約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「有効保有金額」とは、預り証拠金に値洗損益金通算額を加減した額をいう。
- (2)「維持率」とは、有効保有金額を取引本証拠金で除した割合をいう。
- (3)「ロスカット状態」とは、維持率の調査（以下「維持率調査」という）の結果、維持率が30%未満になっている状態をいう。

## 第2条（本制度による建玉の決済）

当社は、委託者の取引につき、維持率の調査を行い、当該取引がロスカット状態にあるときは、建玉の全部を委託者の計算において、転売又は買戻しにより決済することができる。

## 第3条（維持率調査）

維持率調査は、次の各号に定める時刻の前後5分以内に行う。

- (1) 午前9時30分
- (2) 午後5時30分

2. 本制度における値洗損益金通算額の計算に用いる値段は、当日立会に約定値段（気配値を含む。以下同じ。）がある場合は、維持率調査時点までの最終約定値段とし、当日立会に約定値段がない場合は、前日の最終約定値段とする。

## 第4条（ロスカットによる建玉の決済注文）

当社は、維持率調査の結果、委託者の取引がロスカット状態にあったときは、速やかに建玉の全部について決済注文を行う。

2. 前項の決済注文は、当日限り有効な成M注文（東京工業品取引所においてはMO-FaKの繰り返し発注）とする。
3. 委託者は、本条に基づく決済注文を取消することはできない。
4. 本条に基づく決済注文を行う際に、未約定の売買注文があったときは、当社において当該注文の取消を行う。
5. 当社は、本条に基づく決済注文を行う際は、同時にその旨を委託者に電子メールにて通知する。
6. ロスカットは、全ての建玉が決済されたとき、若しくは決済注文が約定しないまま当日の取引が終了したときに終了する。

## 第5条（建玉決済中の取引停止）

委託者は、当社の維持率調査の結果、取引がロスカット状態にあったときは、ロスカットが終了するまで取引を行うことはできない。

#### 第6条（決済注文の不成立）

当社は、本特約に基づく決済注文が、相場状況等により約定しなかった場合でも、責任を負わない。

#### 第7条（受託契約準則第14条の効力）

本特約は、受託契約準則第14条（取引証拠金の不納による取引の処分）の効力を妨げない。

#### 第8条（免責事項）

次の各号に定める事項の発生によって、維持率調査ができなかった場合、本特約に基づく決済注文が行えなかった場合、及び誤って決済注文が行われた場合において、当社は責任を負わない。

- （1）当社の通信機器、通信回線、コンピュータ等に、欠陥、処理能力等の問題により障害が発生した場合。
- （2）当社に取引情報を提供する情報通信会社の通信機器、通信回線、コンピュータ等に、欠陥、処理能力等の問題により障害が発生した場合。
- （3）当社に取引情報を提供する情報通信会社または商品取引所から、当社に対して誤った情報が配信された場合。
- （4）商品取引所及び関係金融機関の通信機器、通信回線、コンピュータ等に、欠陥、処理能力等の問題により障害が発生した場合。
- （5）停電又は天災等による障害で浪漫飛行及び本制度の提供ができなくなった場合。
- （6）その他、当社の責めに帰すことができない事由による場合。

#### 第9条（本特約の変更）

委託者は本特約が法の変更、監督官庁の指示、その他必要に応じて変更される場合のあることを了承する。

2. 当社は、本特約を変更した場合、委託者に対して遅滞なくその変更された内容を通知する。

3. 当社は、前2項の変更について、委託者から所定の期日までに異義の申立てがない場合、委託者が変更に同意したものとみなす。